### 日本シニアテニス連盟 東海地区 静岡県部会 規約

## 第1章 総則

- 第1条 当部会は 日本シニアテニス連盟 東海地区 静岡県部会と称し、 日本シニアテニス連盟会員規約及び当部会規約により運営する。
- 第2条 当部会は日本シニアテニス連盟の設立趣旨、目的に賛同し、本部へ入 会金を納入した者で、静岡県下に居住する者および本県を主登録または副登 録する者により組織する。 また、当部会の所在地は会計宅とする。

# 第2章 役員

- 第3条 当部会に次の役員を置く。
  - (1) 部会長 1名
  - (2) 事務局長 1名
  - (3) 会計 1名
  - (4) 幹事長 4名(東部、中部静岡、中部志榛、西部の各地区1名)
  - (5) 幹事 上記地区に若干名
  - (6) 顧問 若干名
- 第4条 部会長は当部会を代表し、会務を統括する。幹事長は部会長を補佐し、 部会長が欠けたとき又は、部会長が職務を履行できない場合はその職務を代 行する。
- 第5条 役員の選出は次による。
  - (1) 部会長は当部会員の中から役員会において選任する。 部会長の順番は各地区交代制を基本とする。各地区役員人事はこれを配慮 する。
  - (2) 幹事長、事務局長、会計は、部会長の指名による。
  - (3) 幹事は役員会において選任する。但し、東部、中部静岡、中部志榛、西部 各会員の要望が反映されるよう配慮することとする。
- 第6条 役員の任期は3年とする。
  - (1) 再任を妨げない。但し任期は3年未満も可とする。
  - (2) 任期の始期は原則として1月1日からとする。役員会の承認を得たときはこの限りでない。
  - (3) 任期満了によって退任する役員は、新たに選任された役員が就任するまで引き続きその職務を行う。
- 第7条 役員は総て名誉職とし、無給とする。

### 第3章 会議

#### 第8条

- (1) 当部会に最高決議機関として役員会を置く。
- (2) 本役員会は定期会議と臨時会議とする。 定期会議は毎年一回開催する。また、臨時会議は必要ある場合に髄 時これを開く。
- (3) 本役員会は部会長が招集し、部会長が議長となり議事の進行を掌る。 役員会は役員の2分の1以上の出席で成立する。
- (4)本役員会は次の事項を審議し、議決する。本年度事業報告ならびに次年度事業計画本年度収支決算報告部会役員の選任、退任部会規約の改正、廃止等その他必要事項
- (5) 臨時会議としてメール連絡により審議することができる。
- 第9条 当部会の役員会決議事項は、役員会が執行する。但し、行事運営等に当っては、必要に応じて会員の中から若干名を選任し、その運営に当らせることができる。
- 第10条 事務局長、会計、幹事長の任務
  - (1) 事務局長は部会の事務全般を統括し、事務を処理する。 役員会の事務、会員の入会、退会の事務処理。
  - (2) 会計は部会の会計事務を処理する。 会費の納入、経費の支出管理及び監査対応業務
  - (3) 幹事長は地区代表として各地区の運営を統括する。 各地区の大会、練習会、会員の会費納入、大会の記録等を統括する。

# 第4章 事業

- 第11条 当部会はその目的達成のため、次の事業を行う。
  - (1) 静岡県部会テニス大会(原則として年4回、東部、中部静岡、中部志榛、西部各1)
  - (2) 県内5地区(東部(愛鷹、富士)、中部静岡、中部志榛、西部)にて、 月1回練習会
  - (3) 他県部会との交流試合
  - (4) 本部及び東海地区が行う各種大会、行事への協力。
  - (5) 事業年度は、会計年度に準ずる。
  - (6) 慶弔事業を行わない。

### 第5章 会計

- 第12条 当部会の会計は次による。
  - (1) 会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。
  - (2) 当部会の経費には、会員から納入される会費、部会テニス大会の参加料をもってこれに充当する。
  - (3) 当部会の資産は部会長が管理する。
  - (4) 毎会計年度の決算は、役員会の承認を受けなければならない。
  - (5) 当部会員及び本県を主登録する会員は別に定める本部年会費と当部 会年会費 500 円を納入する。また本県を副登録する会員は当部会年 会費 500 円を納入する。
  - (6) 会計は年1回会計監査を受けなければならない。 会計監査は当部会員から部会長が委嘱する。

# 第6章 その他

第13条 休・退会の規定は日本シニアテニス連盟会員規約によるが、3年を超えて休会を継続する当部会員及び本県を主登録する会員は自ら当部会に休会を届け出るものとする。届出がないときは退会とみなす。

### 附則

- 1. 本規約は平成14年4月1日から施行する。
- 2. この会の所在地は、藤枝市高岡1丁目6-3とする。
- 3. 平成16年4月1日改定 東海支部から東海地区へ名称変更
- 4. 平成 17 年 10 月 11 日改定 会費徴収が開始され、本部・地区 と同一の会計年度とし、県部会員に対し会計報告を行う。
- 5. 平成 19年12月18日改定 中部地区を、静岡、藤枝の2地区 に分割する。県部会テニス大会を計4大会開催とし、練習会も 月1回5地区で行う。(愛鷹、富士、草薙、藤枝、花川)
- 6. 平成 21 年 5 月 7 日改定 上記 5 で定めた中部・藤枝地区の名 称を志太榛原地区へ変更する。
- 7. 平成 28 年 1 月 15 日改定 上記 2 で決めた、この会の所在地を浜松市 中区船越町 10-24 とする。
- 8. 平成 29 年 12 月 6 日改定
  - ・中部地区の区分けと名称を中部静岡、中部志榛とする。
  - ・役員に幹事長、事務局長、会計を追加し、それぞれの業務を記載
  - ・臨時会としてメールによる審議を追加する。
  - ・役員任期を3年に改定する。
  - ・部会の所在を会計宅と第2条に表記する。
  - ・3年を超えて休会を継続し、届出がないときは退会とみなす。